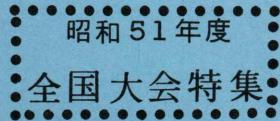


昭和41年4月12日・第1巻第1号 発行
昭和52年3月31日・第11巻第2号 発行

—日本学校体育研究連合会機関誌—



学校体育研究

第11巻第2号

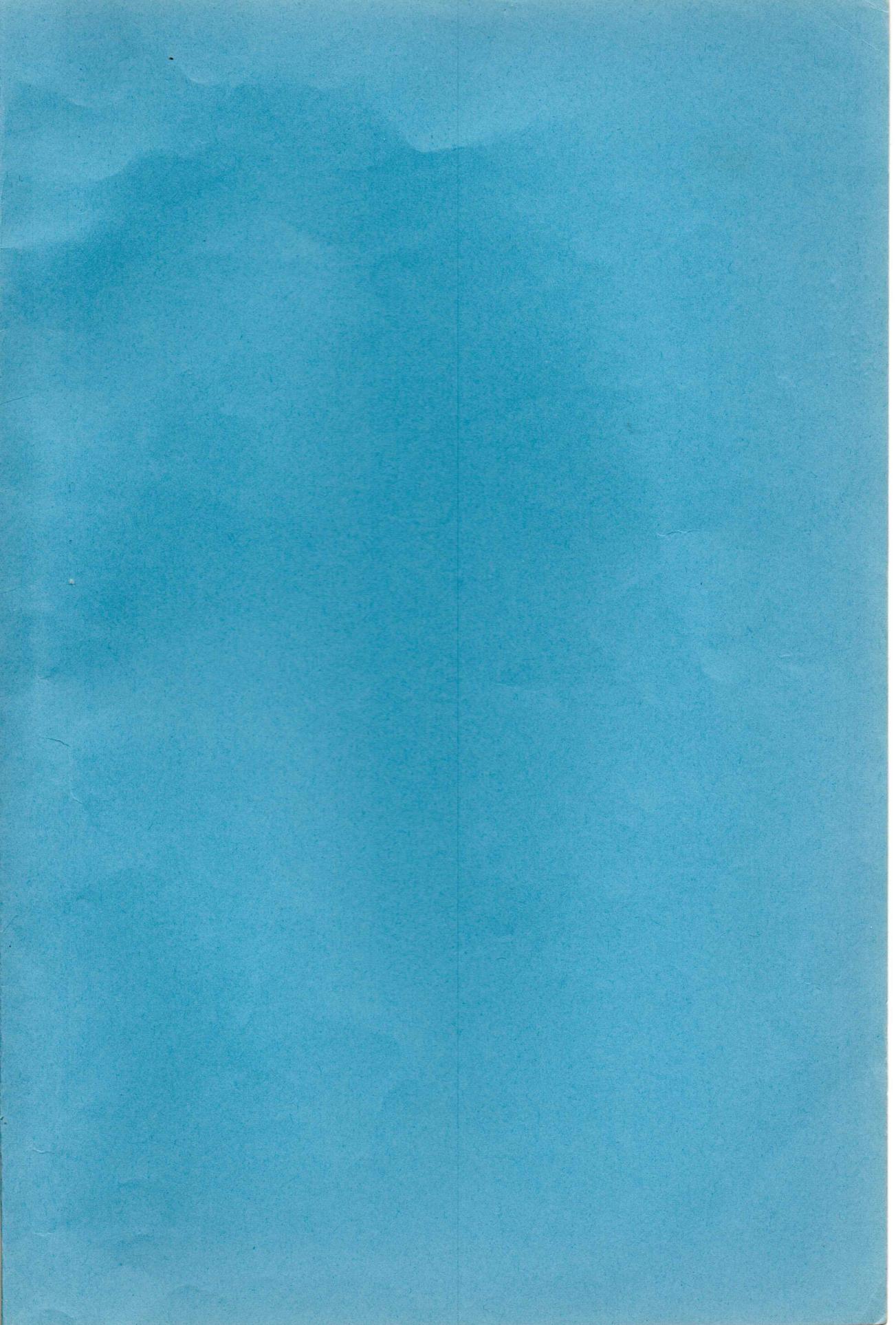
昭和52年3月

目 次

• 学校教育における自由裁量時間について	島根大学…永井 康宏	1
~~~~~ 昭和51年度全国研究発表大会（滋賀・大津大会）における表彰校の研究報告より ~~~~		
• 総合的体力づくり	山口県防府市立新田小学校	9
• 学校教育活動全体を通しての体力づくり	鹿児島県川辺郡知覧町立霜出小学校	14
• 総則第三体育の実践	熊本県長洲町立長洲中学校	18
• 体育の生活化	愛知県一宮市立奥中学校	21
• 体力向上のための体育環境づくりとその活用について	茨城県立江戸崎西高等学校	23
• 運動の生活化をはかるにはどうしたらよいか	岐阜県立岐阜工業高等学校	25
• 昭和51年度第15回全国大会の研究発表の概要	編集委員会	28
• 全国大会のあゆみと表彰校	//	30
• 編集後記	//	34

財団法人 日本学校体育研究連合会





# 学校教育における自由裁量時間について

島根大学教授 永井康宏

## 1. はじめに

自由裁量の時間あるいは学校裁量の時間とは、通俗語で、学校の教育目標を達成するために、文  
字どおり各学校で自由に運営できる時間というほどのものである。

そのような時間は、現行教育制度下では論議する余地がなかった。それは過密ダイヤともいいうべ  
き現行教育課程のため、各学校で独自の教育活動を開拓する時間をもつことなどはほとんど不可能  
に近かったからである。是非は別として、そのため表面化しなかったのである。

しかし、50年10月、教育課程審議会から「中間まとめ」が発表されて以来、しだいに問題化  
し、51年10月に発表された同審議会の「審議のまとめにおいても、自由裁量の時間の扱いなど  
は、なお未解決（態度未決定）といってよいままになっている。

自由裁量の時間の問題は、単なる授業時数、単位数の削減だけに関わるのではないけれども、ま  
た、それと深い関わりがあることも否定できないと思う。

その意味で、ここでは「審議のまとめ」に示されている授業時数等の削減の状況を検討すること  
から、自由裁量の時間について、どこにどのような問題があり、それをどのように考えたらよいか  
などについて、若干の私見を加えてみたい。

## 2. 授業時数等の削減の状況

「審議のまとめ」には、小・中・高の各学校段階における各教科等の編成、授業時数等、及び教  
科等の内容についての改善が示されているが、ここでは、自由裁量の時間に直接関係のある、教育  
課程審議会の態度と具体的な改善事項としての、授業時数等の削減についてふれることにする。

同審議会は、学校教育の現状を「ともすれば知識の伝達にかたより、児童生徒の調和的な発達が  
おろそかになる傾向がある」と判断し、「この現状を改め、自ら考え正しく判断する力を養う教育

への質的転換を図っていこうとする意図」から、次の三つのねらいを設定し、教育課程の基準の改善を考えている。

- ① 人間性豊かな児童生徒を育てる。
- ② ゆとりのあるしかも充実した学校生活が送れるようにする。
- ③ 国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視するとともに、児童生徒の個性や能力に応じた教育が行なわれるようとする。

そして、小学校、中学校及び高等学校を通じての授業時数等の削減を、「児童生徒の学習負担の適正化」と、「ゆとりのあるしかも充実した学校生活の実現」という観点から提示したのである。

「審議のまとめ」に示された授業時数、単位数に関わる審議会の態度をまとめると、次のようにある。

先ず、教育課程の領域については、現行どおりでよいとしている。すなわち、小学校及び中学校においては「各教科」、「道徳」及び「特別活動」の3領域構造であり、高等学校においては「各教科」及び「各教科以外の教育活動」の2領域構造なのである。

また、年間授業日数についても、基準として設定はしないが、小学校、中学校とともに現行の240日が適当であるとしている。そして、児童生徒の在校時間についても、彼等の生活時間全体からみて、現行程度が適当であると判断している。つまり、授業が早く終ったとしても、帰宅するのは現在と同時刻程度で、それまでは在校させるのが望ましいと考えているのである。

授業時数の削減は、そのような前提のもとで行なわれているが、時間的量を中心に、各学校段階別にその状態をみると次のよう（カッコ内は現行）である。

すなわち、年間総授業時数においては、小学校で1年が850(850)、2年が910(910)、3年が980(980)で1~3年については現行と増減がない。しかし4年では1,015(1,085)で6.5%減、5年及び6年でも各1,015(1,155)で12.1%減になっている。

中学校では、1、2年が1,050(1,190)で11.8%減、3年が1,050(1,155)で9.1%減となっている。したがって、小学校4年から中学校にかけては、週時数にして2~4時間の減となるのである。

また、高等学校では、卒業に必要な修得総単位数が80単位以上(85単位以上)、専門教育関係の最低必修総単位数が30単位(35単位以上)、週当たりの授業時数(全日制の課程)の標準が32単位時間(34~38単位時間)、1単位当りの授業時間数の取扱いを弾力化する(50分×35週)などとなっている。週当たりの授業時数が、一般的に、減少することになるのである。

このような小学校、中学校及び高等学校を通じての授業時数等の削減によって生じる時間について、審議会は「地域の実情に応じた学校の創意工夫による教育活動が、多様な形で行われることを期待している」としながらも、「この時間に行なわれる教育活動について、学校における運営の実

趣からして、その時数及び内容について、国として何らかの基準ないし指標を示さない限り、有効な運用が期待できないのではないかと危惧する向きもある一方、学校の創意を生かした教育活動を助長するという趣旨からすれば、国の基準として何らかの措置をとることには慎重を期すべきであるという考え方もあるので、今後なお調整の余地ある問題と考えている」と、「審議のまとめ」にその態度を述べている。

### 3. 自由裁量の時間に対する二つの考え方

「審議会のまとめ」における授業時数等の削減の事情の検討からわかるように、審議会では、「削減によって生じる時間のすべて」が、学校が自らの創意と工夫によって自由に裁量すべき時間であると考えている。

これに対して、他方では教育課程内での「自由裁量の時間」という考え方もある。吉田氏は、授業時数の削減によって生じる時間を有効に生かすという立場から、内容については指示しなくとも「その時間を授業時数の中に入れる」措置について提言している。⁽¹⁾ また、全日中（全日本中学校長会の研究部と教育課程特別委員会）の「教育課程の改善に関する調査結果」（51.10月発表）でも、多数（72.7%）の校長が「教育課程の中に位置づける学校裁量の時間」（各学校が地域や学校の実態に応じて独自に計画、実施し得る時間）を特設するのがよいとしている。⁽²⁾

したがって「自由裁量の時間」あるいは「学校裁量の時間」については、このように教育課程外と教育課程内との二つの考え方があるといえる。

しかし、教育課程外の時間は本来、児童生徒の自由な時間であるから、そのような時間は、教育的には学校が裁量するのが当然であろう。改めて「自由裁量の時間」などと叫ぶことの方がむしろ奇異な感じを与えるくらいである。

これに対して、教育課程内に位置づける「自由裁量の時間」あるいは「学校裁量の時間」については、趣旨は理解できる。削減によって生じた時間が有効に使われるようとの配慮であろう。また、その設置はある意味では、もっとも現実に即した方策と考えられないこともない。けれども、本質的には、次に述べるような自由裁量の能力の低下、教育機能の退化という問題を潜めている。

各学校は、公的教育としての共通性を要求されながらも、それぞれの地域や学校の特殊性の上におかれている。したがって、学校が教育の成果をあげようと思えば、国の基本方針に従いながらも学校の責任において創意工夫し、真に実態に即応した教育が実践できるような教育課程を編成し、実践しなければならない。一般に、学校はそのようにつねに自由裁量の態度を堅持し、地域や学校の実態を考慮して、特色ある教育課程の編成や実践にとりくむこと、そのような主体性をもつことを求められている。

学習指導要領の法的拘束性、国家基準性が強調されたとして以来、学習指導要領を金科玉条視する

風潮や行政的裁量絶対視の傾向が生まれてきた。たしかに、教育課程編成においても、行政的裁量が優先して、自由裁量の余地が制限されてきたことは事実である。けれども、この場合でも、教育効果を高めるためには、編成や実践の全般にわたって、とくにその最終段階においては、学校や教師が自由裁量しなければならない事態があったことには変りはなかった筈である。それほど自由裁量ということは、教育にとって、したがって学校や教師にとっても本質的なことである。学校や教師は、教育のあらゆる面において、つねに責任をもって自由裁量しなければならない立場にあるといえるのである。

ところが、わが国の教育界の現実は、行政的裁量の過密・過重のため、学校・教師の自由裁量の機能や責任分野が大巾に縮少しており、そのため、眞の教育成果が上っていないというのが真相である。

したがって、今もっとも必要なことは、萎縮している学校・教師の教育機能、責任分野を、本来の状態に回復して、行政的裁量とのバランスをとり、相たずさえて眞の教育効果を高めていくことであると思われる。

このような時期に「自由裁量の時間」を特設することにどのような意味があるであろうか。「自由裁量の時間」を特設することは、教育界の現状を、急速には動かし難い既定の事実と考えて、その現状に合わせて施策することに他ならない。それゆえ、それは現状に適合するという意味においては確かに「現実的な方策」と評価されてよい面があることは確かである。しかし同時に、施策の方向が過密・過重な行政的裁量によって、学校・教師の自由裁量能力（教育機能、責任能力）が萎縮している現状をそのまま認め、それに合わせるという態度が、学校・教師の教育機能、責任能力（自由裁量権）を拡大・回復するように働きかず、逆に、それを弱化するように働き、歪をさらに拡大する役割を果すことも考えられる。それは、現状肯定の態度は学校・教師の自由裁量の範囲や機能が縮少している異常事態を、一般に正常状態であるかのように受け取らせたり、学校・教師が自由裁量するのは「自由裁量の時間」だけというように誤解させたりしかねないからである。そのようにして、自由裁量の範囲がしだいに縮少すると、それによって、学校・教師の自由裁量能力、すなわち教育機能も低減してゆき、ついには、学校・教師が全く自由裁量能力を喪失して、行政的裁量にすがらなければなにもなしえないような、いわば教育機能の消失状態に陥いる可能性もないとはいえないからである。

それゆえ、「自由裁量時間」の特設は、決して積極的に進めるべきことではないと思うのである。

#### 4. 自由裁量時間の在り方

授業時数の削減によって生じた時間（教育課程外の時間）については、審議会は「地域の実情に応じた教育活動が行なわれる」ことを期待している。

しかし、授業が終った後は、本来子どもの自由な時間であるから、原則として直ぐ帰宅しようが、学校で残って遊んだり運動したり、クラブ活動したりしようが、ひとりひとりの子どもの自由に任せることの態度であることが、必要であると思う。「児童生徒の在校時間は現在程度が適当である」としても、子どもを無理に学校にとどめておくようなことはしない方がよいのである。

けれども、学校側は何もしないでよいというのではない。学校ではなるべく多くの子ども達が残って、自主的な活動を行なうように地域や学校の実情に応じた活動計画を工夫したり、施設・設備を整備したり、活動集団を組織化（仲間づくり）したりなど、活動のための環境の整備や雰囲気の醸成に尽力する必要がある。その際、学校が準備する活動が、給食指導とか形式的な業間体育のような学校主導のものであれば、子ども達にとっては、名前はどうであれ実質的には授業にはかならない。彼等がそのような活動でゆとりや充実感を覚えるかどうかは極めて疑わしい。この際の活動に、本質的に必要なことは彼等が自主的に行なって、楽しさや生きがいを感じるものであることがある。したがって、そのような性格のものであれば、非行的でなく学校で可能な活動であれば、何でもよいのである。審議会の「教育活動」とはそのように彼等に喜び、楽しさ、生きがいを感じさせる非行的でない活動、一口にいえば、広義の「教育的活動」を意味すると考えるべきだと思う。

しかしながら、学校で、そのような環境づくりの努力をしても、実際には学校に残らないで早く帰る者や塾通いをする者などが少くないかも知れない。けれども、その場合には、子どもの側にも問題がないとはいえないから、学校が一方的に責められるべきではない。学校側が責められることがあるとすれば、それは環境づくりに努力を欠いている時であろう。

ともあれ、学校がいろいろ工夫して動機づけした結果（強制されないで）、残った子どもが、仲間と一緒に活動したり、研究したり作業したりして、集団活動の楽しさや喜びを経験すると、以後は自発的に残って、充実した時間を過すために活動するようになる。そして、そのような活動の楽しさや喜びを体験した者が多くなれば、必然的に学校で充実した時間を過すために残る者が多くなってくるわけである。ただし、そのようになるためには根気と時間が必要である。早急な形だけの成果を急ぐあまりに、学校側が無理に活動に引留めようとすると、子どもは、そのような活動からは逃避し、ついには学校 자체を忌避するようになりかねないであろう。

以上のように、学校は、教育課程外の自由時間については、子どもの立場に立って、彼等を束縛することなく、彼等が楽しさと生きがいを感じて、自発的に参加を求めるような活動や活動環境の整備に最も努力すべきであると思う。

次に、教育課程内の「自由裁量の時間」について、考えられることをまとめてみよう。

先ず第一には、そのような時間は、学校でとくに必要としない限り、特設しない方がよいということである。

教育課程に位置づけると、全員対象あるいは全員参加が立前となる上に、教師に責任が伴う。そ

のため、内容や活動が、子どもの自由や自主性よりも学校・教師の直接的な効果観を充すもの、教師主導の授業的な性格のものになりやすい。そうなると、子どもは「強制される」とか「義務的を感じる」などの心情から解放されることはない。特設は、ゆとりよりも矛盾の拡大をもたらし、学校・教師を一層困惑に陥れるだけになる。

しかし、諸般の事情から特設するすれば、次の諸点について注意あるいは留意すべきではあるまいか。

(1) 自校において特設する必要性・必然性を明確にしておく。すなわち、特設が望ましいと考えられる理由、事情及び特設以外に方法がなく、特設が最良の方法であるかどうかをよく検討して、態度を決定すべきである。自校に特設しようとしても、その時間の意味づけ、目標の明確化、運営の方針・方法の指示などを行政側に求めなければ態度決定ができないような学校では、「自由裁量の時間」を特設しても、自由裁量し得ないであろう。

(2) 特設した時間には、自由時の性格を確保すべきである。すなわち、特設は本来自由時であるものを便宜上、教育課程（授業）の合間に位置づけた性格のものである。全員参加を立前とはして、自由時同様に、自由参加、自主的活動の原則に基づいて運営がなされなければならない。活動の主体は子どもであり、教師は安全についての保護者、活動についての顧問であるべきであろう。

(3) 活動の内容は、原則としては、広義の教育的（非行的でない）活動で自校あるいは時間内で可能なものであればよい。遊びであれ、運動やスポーツであれ芸能活動、飼育栽培、実験観察、調査研究などであれ、何でも個々人が自分で求めるものであることが必要で、学校・教師がおしつけないことが大切であろう。

必修クラブ活動や放課後の運動部活動と関連して、相互に充実するようになればそれもよいであろう。要は、子どもが喜びとか楽しさを経験し、生きがいを見出し、充実した学校生活を送るようになればよいのであるから、必修クラブ活動は必修クラブ活動、特設の活動は特設の活動などと、厳密に区別する必要など、さらさらないのである。けれども、運動やスポーツは、この中でも最も重要な役割を果たすであろう。また果たさなければならないと思う。

（島根大学教育学部体育研究室）

注(1) 吉田 昇「中学校改善の重点事項の検討」 現代教育科学236号 明治図書

(2) 全日中教育課程改善に関する調査

#### 参考文献

1. 教育課程審議会「教育課程の改善について」（審議のまとめ）
2. 「教育課程基準の改善の検討」 現代教育科学236号 明治図書

# 総合的体力づくり

山口県防府市立新田小学校

## 1. はじめに

最近の児童は体格にくらべて体力の向上がみられないといわれる。本校の児童の実態をみると体力面では筋力、投力が劣り、体格面においても胸囲が全学年を通して劣っている。さらに、疾病異常の面で視力異常とう歯の増加は全国的傾向であるが本校においても同様である。特に視力異常は早急な対策が望まれる。

## 2. 研究主題について

このような実態を背景に、また、49年度県より総合体育（指導要領の総則に示された広い意味の体育）研究の指定を受けたのを機に、次にあげる主題のもとに研究にとり組んできた。

### ・生活化をはかる健康教育

— 進んで総合的体力づくりに取り組む子どもをめざして —

※ 総合的体力とは行動体力と防衛体力とを合わせ、さらに精神的なものまでをふくめたもの。すなわち、健康を保持増進するためにそれぞれの個体が有する基礎的な能力と広く考えている。

## 3. 研究をすすめるために

総合的体力づくりをすすめるために運動・保健安全・給食・体育環境の4部会に分かれ、推進委員会で推進・調整を、全体会で共通理解をはかり、学年会と密接な連携を保ちながら実践を重ねている。また、実態調査をもとに各部でねらいを決め、重点項目をつくり継続実践している。特に、授業研究を行ない実証的に研究をすすめるよう配慮している。

## 4. おわりに

総合体育という性質上、間口が広がりすぎないよう焦点化したので一応の成果はあった。今後はさらに、ひとりひとりの児童に健康の大切さを浸透させ総合的体力づくりの自主的実践の定着化を図りたい。

## ★ 研究内容 ★

### 1. 総合体育年間指導計画表の作成

教科体育を中心に特別活動、その他の領域における総合的体力づくり（健康づくり）の指導計画を各学年ごとに作成。

## 2. 総合的体力づくりのための生活時程

### (1) 学校生活での校時表の占める価値は大きい。

本校では40分授業により月～金と土に分けて校時を組み年間通して使っている。40分授業により浮いた時間は朝の働く時間・業間運動・昼休み、放課後の自由時間などに活用している。

### (2) 学校における一日の生活の中で特に総合的体力づくりをめざすことがらをとりあげ、一日の健康生活表とした。

## 3. 運動と体力づくり（運動の生活化）

### (1) 教科体育～やる気を育てる体育学習の研究

やる気とは、行動を起こしたり促進したりする心的機能であり、行動の心理的エネルギー源であるといわれている。本校は、こういった欲求に心の働きである意志も加え、行動を起こし、持続し、統制していく力を学習の中でつけていくことをねらっている。

#### ① やる気を育てる手だて

⑦ 課題を持たせる。

① 進歩を自覚させる。

⑦ 成就感を味わわせる。

② 魅力ある運動の場の構成を考える。

④ 仲間づくり。

#### ② やる気を育てる体育学習の具体的手だて

⑦ 学習カード

学習の課題把握と見通しをたてる。

進歩を自覚させ成就感を味わわせる。

#### ④ 視聴覚機器の活用

運動の理解、つまずきの発見と治療

評価

### ⑦ グループ学習

（認め合い、はげまし合う仲間づくり）

### ③ やる気を育てる体育学習指導過程

・意識化（課題をつかむ）—計画化（学習の見通しをたてる）—練習（試行・反復・習熟）—定着（評価）—発展（次時の学習への発展）

### (2) 業間運動

① ねらい—いろいろな運動を継続して行なわせ、児童の体力のひずみを解消し、より体力の増強をはかる。

遊び方や運動の方法を理解させ、遊びの内容を豊富にさせる。

### ② 内容

月	内 容
4	体操・行進・その他
5	いろいろな運動
6	学級別ローテーション方式
7	
9	体操・ダンス・運動会練習
10	いろいろな運動
11	学級別ローテーション方式
12	すもう
1	かけあし
2	なわとび
3	

学級別運動の内容としては、固定施設を使った運動・陸上・ボール・なわとび・すもうなどで、学級別に教師と共に運動している。また、運動の計画は学級会で話し合って決めている。

### (3) 体育行事

体育行事の回数と楽しさを増す工夫について検討。

### (4) 施設・用具の活用 ーその一例ー

- トレーニングコースの設定とその活用

児童の実態から施設めぐりの体力づくりコースを考え、体育時の体操として、また自由時の体力づくりとして活用している。

力づくり（運動・保健・栄養などから子ども の実態に即して実践事項を1～2選ぶ）に限 り組んでもらっている。表に経過を記録して いる。

### (5) 安全意識の高揚と事故の防止（安全）

### (6) 残さず食べる指導（給食）

## 5. 体育環境の整備・活用と体力づくり

本校においては緑化も含めて考えている。

## 4. 保健・安全・給食と体力づくり

### (1) 近視の予防

年2回視力検査を行ない視力異常の早期発見に努めるとともに、遠方凝視訓練を毎日実施したり、書写読書時の姿勢やテレビの見方の指導などを通じて近視予防の意識を高め習慣化をはかっている。

### (2) 健康良習慣の形成

- ① 病気につかったら早く治療する習慣。
- ② 自分の身体のぐあいの悪いときは早く知らせる（健康観察などの活用）。
- ③ 清潔検査を毎週し、特に“はみがき”“手洗い”的習慣をつけるようにしている。

### (3) 抵抗力づくり

病気への抵抗力をつけるため、うす着の奨励と乾布まさつの継続実践に力を入れている。乾布まさつは学校で指導した後、家庭で毎日実践するよう実践カードを活用して習慣化につとめている。

### (4) わが子の体力づくり

健康教育における家庭の協力の果たす役割は大きい。学校保健委員会を中心に学級懇談会などを通じて家庭によりかけ、わが子の体

## 体力診断テスト結果

(山口県・全国平均-50年度)

性	学年	年 度	反復横とび	垂 直 とび	背 筋 力	握 力	伏 体 前屈	立 位 そ ら し	踏 み 台 昇 降 運 動	
									踏 み 台	昇 降
男	4	9						35.9	6.6	
	5	0						28.0	6.0	
	5	1						31.5	5.4	
	4	9						38.0	9.1	
	5	0						36.9	7.0	
	5	1						36.7	4.1	
	4	9	33.3	25.7				43.6	6.0	
	3	0	32.8	27.1				41.5	6.4	
	5	1	27.4	27.3				43.4	9.7	
	4	9	35.2	32.9				45.7	8.1	
子	4	0	34.9	27.7				46.0	6.8	
	5	1	35.1	30.9				46.9	6.6	
	4	9	38.9	34.8	53.6	20.0	47.0	9.3	67.3	
	5	0	35.6	33.8	59.3	21.0	45.4	8.8	73.9	
	5	1	38.1	34.3	61.4	19.9	45.0	9.1	77.3	
	県	37.4	33.1	54.5	17.7	44.7	7.8	69.2		
	国	37.1	34.3	61.9	19.5	45.7	8.8	66.2		
	4	9	43.4	39.0	72.3	21.9	47.3	8.4	73.1	
	5	0	43.4	37.1	74.8	21.2	48.8	6.6	67.0	
	6	51	41.4	40.3	78.9	23.3	48.1	9.6	65.4	
	県	40.6	36.9	65.2	20.2	46.1	8.3	69.9		
	国	39.5	37.5	69.2	21.7	47.2	8.9	68.2		

		<b>4 9</b>				<b>3 8. 0</b>		<b>9. 2</b>	
1	5 0					3 0. 0		9. 0	
	5 1					3 6. 5		7. 2	
	4 9					4 1. 8		1 2. 6	
2	5 0					4 0. 4		1 0. 8	
	5 1					4 0. 6		8. 0	
女	4 9	3 1. 8	2 4. 7			4 7. 0		9. 1	
3	5 0	3 1. 0	2 4. 8			4 3. 3		1 0. 8	
	5 1	2 5. 3	2 8. 0			4 2. 7		1 2. 4	
	4 9	3 2. 8	2 6. 8			4 6. 0		8. 3	
4	5 0	3 3. 9	2 9. 6			4 8. 7		9. 6	
	5 1	3 3. 5	3 0. 7			4 7. 3		1 2. 4	
	4 9	3 5. 4	3 1. 7	3 9. 7	1 8. 2	4 7. 2	1 1. 8	6 5. 9	
	5 0	3 5. 9	3 0. 2	4 3. 9	2 2. 0	4 5. 7	9. 8	6 6. 0	
5	5 1	3 6. 5	3 1. 4	4 2. 6	1 8. 5	4 9. 3	1 1. 6	6 4. 4	
県	3 6. 4	3 0. 9	4 2. 0		1 5. 9	4 6. 0	1 0. 3	6 5. 9	
国	3 5. 4	3 1. 5	4 7. 7	1 7. 7	4 7. 0		1 0. 9	6 3. 1	
	4 9	4 1. 3	3 3. 6	6 0. 4	2 0. 0	4 9. 4	1 1. 6	7 1. 3	
	5 0	4 0. 9	3 4. 3	5 3. 6	2 0. 4	4 9. 6	1 0. 3	6 6. 3	
6	5 1	4 0. 6	3 8. 0	5 8. 5	2 2. 3	4 9. 3	1 2. 7	6 5. 1	
県	3 9. 3	3 4. 4	5 2. 5	1 9. 0	4 8. 5		1 1. 2	6 4. 8	
国	3 8. 3	3 5. 4	5 6. 7	2 0. 9	5 0. 2		1 2. 1	6 3. 9	

※ 反復横とび、握力、立位体前屈は県・全国平均より上位にある。

垂直とび…5女が全国よりわずかに劣る。 上体そらし…5男が全国よりわずかに劣る。

背筋力…5年男女が全国に比べやや劣る。 踏み台昇降運動…5女と6男がやや劣る。

運動能力テスト結果

走り幅とび…1,2年は立幅とび  
(県平均—50年度。全国—3,4年46年度 5,6年50年度)

性	学年	年度	50m走	走り幅び	ソフトボール投げ	斜けんすい	ジグザグドリブル	運さか上がり	継続	けんすい(男子一回,女子一秒)
男	1	49	12.9	126.1						
	50	12.2	126.							
	51	11.1	141.9							
	49	10.3	141.0							
	50	10.4	144.2							
	51	10.5	156.4							
3	49	10.2	240.2	19.8					3.8	2.4
	50	9.7	250.5	18.9					4.7	1.7
	51	10.1	264.7	21.2					3.3	2.0
	国	9.7	259.2	21.1					3.8	
4	49	9.1	309.8	27.6	33.4	22.0	4.9	4.3		
	50	9.4	314.0	25.5	22.4	23.7	4.2	3.3		
	51	9.1	293.6	27.1	37.0	22.4	4.6	2.8		
	国	9.4	304.8	26.2	28.9	26.8	4.3			
子	49	9.1	333.8	30.1	39.3	18.9	4.9	3.3		
	50	9.2	321.7	29.4	28.5	19.5	4.4	2.5		
	51	8.9	327.7	29.9	36.1	18.9	4.8	4.0		
	県	9.1	306.5	28.9	26.8		4.9			
	国	9.1	309.0	31.8	31.4	20.4	3.9			
6	49	8.7	341.1	34.8	30.0	18.0	4.8	3.6		
	50	9.0	340.7	33.0	28.1	17.8	5.4	3.1		
	51	8.5	352.7	35.1	31.1	17.2	5.0	4.0		
	県	8.8	326.6	32.7	28.2		5.1			
	国	8.8	324.1	40.8	32.9	18.5	4.3			

		<b>4 9</b>	<b>1 1. 7</b>	<b>1 2 0. 7</b>				
1	5 0	1 2. 7	1 2 3.					
	5 1	1 0. 9	1 3 9. 5					
	4 9	1 0. 7	1 2 9. 4					
2	5 0	1 0. 8	1 3 4. 2					
	5 1	1 0. 5	1 4 8. 3					
	4 9	1 0. 2	2 3 6. 0	1 1. 6			3. 8	2 5. 6
	5 0	1 0. 2	2 3 8. 2	9. 8			4. 4	1 9. 2
3	5 1	1 0. 2	2 4 3. 1	9. 4			3. 7	1 0. 9
	国	1 0. 2	2 3 5. 6	1 0. 4			3. 9	
	4 9	9. 7	2 7 6. 4	1 5. 6	1 5. 4	2 5. 3	3. 7	1 3. 7
	5 0	9. 5	2 9 6. 0	1 3. 9	1 7. 0	2 5. 8	4. 8	2 5. 0
4	5 1	9. 4	2 6 2. 4	1 2. 6	1 9. 6	2 5. 5	4. 2	1 3. 3
	国	9. 8	2 5 0. 7	1 3. 3	2 7. 1	2 7. 4	4. 4	
	4 9	9. 5	3 0 8. 9	1 5. 3	3 2. 5	2 2. 6	4. 8	1 3. 1
	5 0	9. 5	2 9 2. 3	1 4. 5	2 3. 6	2 3. 3	4. 1	1 6. 9
5	5 1	9. 3	3 0 3. 9	1 5. 3	2 5. 1	2 1. 0	4. 3	1 7. 9
	県	9. 4	2 7 7. 6	1 6. 1	2 3. 2		4. 9	
	国	9. 5	2 7 9. 2	1 7. 2	2 6. 3	2 2. 0	3. 8	
	4 9	9. 0	3 1 2. 3	1 9. 3	2 0. 7	1 9. 2	4. 6	1 5. 2
	5 0	9. 3	2 9 6. 0	1 7. 6	1 7. 5	1 9. 9	4. 6	1 1. 3
6	5 1	8. 8	3 2 1. 0	1 8. 4	1 7. 9	1 9. 0	5. 0	2 4. 7
	県	9. 2	2 9 7. 4	1 8. 9	2 2. 5		4. 9	
	国	9. 1	2 9 9. 7	2 1. 7	2 5. 4	1 9. 7	4. 3	

※ 走・跳・シグザグドリブルはよい。 連続とか上がりもだいたいよい。 けんすいはやや劣る。

投力(ソフトボール投げ)は男子やや劣り、女子は劣っている。

# 学校教育活動全体を通しての体力づくり

鹿児島県川辺郡知覧町立霜出小学校

池 島 規 夫

## 1. 研究校名

鹿児島県川辺郡知覧町立霜出小学校

## 2. 研究者氏名

池島 規夫

## 3. 研究題目

「学校教育活動全体を通して児童の体力つくりをどのようにすればよいか」

## 4. 研究目的

本校児童の体格、体力、運動能力は、県下の平均値に比較して劣っていることから、総則体育の実践を通して児童の健康つくり・体力つくりを図ることを考え、まず総括的な指導体制を確立し、推進していくための組織をどのようにしていったらよいかの問題を取り組んだ。

## 5. 研究対象人員

10名

## 6. 研究方法

### (1) 指導研究部 …… 3名

(年間活動計画、諸研究指導の計画立案。)

### (2) 調査統計部 …… 3名

(各テスト実施計画、諸調査の実施、分析、指導対策検討。)

### (3) 施設設備部 …… 3名

(施設用具、手具の研究、作成設置計画と実施、諸活用法の研究、環境整備、点検補習。)

### (4) 保健安全指導部 …… 3名

(教室内外の保健安全施設環境づくり、健康調査とその集計、問題点のは握と指導対策をたてる。)

## 7. 研究内容

### ○ 指導に望む基本的姿勢

#### ・ 体 育

基礎体力の向上、初步的・基礎的運動技能の習得向上と心身の鍛錬を図る。

#### ・ 保 健

健康で安全な生活に必要な知識を習得させるとともに実践的態度を養う。

#### ・ 児童活動

ア 児童の保健体育面における自主的・自発的活動の促進と健康で安全な生活に対する意欲の高揚と実践的態度を育てる。

イ 共通の興味・関心をもつ体育活動を通して技能の向上、自主的計画的運営実践

力の育成を図る。

- 保健体育的・安全指導的行事  
集団的活動による行事への参加を通じて集団的行事の経験を豊かにするとともに、意欲の向上、人間関係、持久力・理解力を高め、実践へつながるようにする。
- 学級指導
  - ア 食事のあり方の正しい理解と実践力を高める。
  - イ 健康安全面に対する知識・理解をもとに実践していく態度を育てる。
- 全校体育  
児童の活動欲求を満たすとともに、運動の機会をより多くし、体力・技能の向上につながらせる。
- 課外体育  
自由時に主体的に集団または個々で施設用具の活用による運動を行なうことによって、既習または、創造的運動で、より高い技能や、人間関係を高め、運動の生活化・定着化を図る機会とする。
- 社会教育その他  
運動の生活化、底辺の拡大、遊びの健全化を図る。

## 8. 研究結果の処理及び活用

- (1) 全校体育  
児童個々に目標を持たせるようにしたため、喜んで取り組むようになった。
- (2) 朝のかけっこ  
東京までを目標に、毎朝かけっこを続いている。全員が言われなくとも、かけっこをするようになった。

### (3) 放課後

それぞれ、児童が目標を持っているので、放課後の遊びも目標に対する遊びが多くなった。

### (4) スポーツ少年団

剣道とソフトボールの少年団があるが、剣道は、毎日、朝と放課後、ソフトボールは、毎週土曜日か日曜日、指導者のもとで練習している。この頃、ねばり強さと積極さがでてきたようだ。

## 9. 研究結果の反省

- (1) 児童個々の実態は握と、体力・運動能力を高める指導の手がかりを得るよい機会となつた。
- (2) 能力の低い児童や低学年児が、上手な友だちの技能を模倣し、少しでも能力を高めようと練習している様子を見ることができるようになった。
- (3) 児童が自己の体力や運動能力について深い関心を持つように指導者が十分留意して指導しなければならない。

## 保健体育の実情

霜出小学校

### 1. 目標

健康の増進と体力の向上を図り、健康で安全な生活を営む能力を養う。

### 2. 健康つくり

- ◎ 健康に対する積極的な関心や習慣を身につけさせるために下記のような点を重点的に取り上げて実践している。
  - ア 教科時及び学級指導時の保健指導の充実。

イ 健康観察を重視し、継続的な指導を行なう。

ウ 保健委員の活動を重視し、健康に対する自覚を促す。

エ う歯対策を重点的に取り上げ、「家族ぐるみのはみがき」を呼びかけ、習慣化へ努力している。

オ 校医との連絡を密にして治療の万全を図っている。特に各家庭に対しては早期治療を呼びかけている。

### 3. 体力つくり

◎ 心身の鍛錬を重点にして実践している。

#### ア 教科体育

施設・用具・手具を効果的に生かし、初步的・基礎的運動技能の習得向上、心身の鍛錬を図る。

#### イ 全校体育

施設・用具・手具の活用を通して毎日一定時間活動させ、運動意欲の向上と体力の増産を図る。

#### ウ 社会体育

スポーツ少年団を通して自主的体力づくりに励む。

#### エ 朝のかけ足

「東京まで走ろう。」

### 4. 現在の問題点

(1) 目標に到達した場合、次の手立てを考えないと、マンネリ化して、進歩がない。

(2) 父母の体育への関心度は、高まりつつあるが、体育以外の教科に力を入れる父母がまだ多い。

性別	年令	種目	運動能力		
			50走	走り幅とび	ソフトボール投げ
男	10	M	9.1	288.0	32.0
		SD	0.53	40.93	5.76
子	11	M	8.5	313.0	35.5
		SD	0.40	20.8	3.88
女	10	M	9.2	267.8	19.0
		SD	0.7	29.6	4.34
子	11	M	9.1	265.4	21.9
		SD	0.51	26.69	3.72

## ス ポ ー ツ テ ス ト 調 査 結 果

テ ス ト			体 力 診 断 テ ス ト							
斜 懸 垂 腕 屈 伸	ジ グ ザ グ ド リ ブル	連 続 さ か 上 が り	反 復 横 と び	垂 直 と び	背 筋 力	握 力	踏 み 台 昇 降 運 動	伏 臥 上 体 そ ら し	立 位 体 前 屈	
29.2	24.5	4.3	32.0	35.8	62.9	18.9	69.6	48.2	9.1	
10.52	25	1.69	3.51	4.55	14.81	2.48	9	3.95	4.45	
47.5	23.6	6.6	35.5	40.5	83.9	18.3	71.5	48.2	10.6	
15.12	2.40	3.69	2.30	4.78	15.12	2.66	7.39	4.52	6.07	
32.8	28.3	5	32.3	34.7	48.4	17.8	62.3	47.3	10.1	
12.07	3.15	1.70	4.11	5.47	9.13	2.67	7.59	4.42	4.70	
23.7	26.4	6.2	34.6	31.6	62.9	21.2	66.9	53.3	12.6	
7.80	2.02	2.34	2.16	5.09	9.59	2.30	8.60	5.07	2.81	

# 総則第三体育の実践

熊本県長洲町立長洲中学校

## 1. 学校名

熊本県長洲町立長洲中学校

## 2. 研究者氏名

校長 西本義行ほか全職員(18名)

## 3. 研究題目

健康で安全な生活を営む能力と態度を育成し、  
自主的に体力づくりにとりくむ生徒をつくるための「体育」指導はいかにあるべきか。(総則  
第3体育の研究と実践)

## 4. 研究目的

本校の生徒の行動に自主性・積極性は徐々に芽生えてきたがねばり強さが足りず、最後までやり通す意志に欠ける。持久力に乏しい。何とかしてねばり強い精神力をもち、自らの可能性に挑戦する生徒の育成。これこそ本校の課題であると確認する。指導要領総則第3の体育は教育課程の全分野にわたって、人間形成の在り方を問いかね直している。21世紀に生きる今の子どもたちの将来を考えると、その創造的精神を支えるたくましい身体と心を育てることに真正面からとりくむ必要がある。従って研究目的も「自主的に体力づくりにとりくむ生徒をつくる

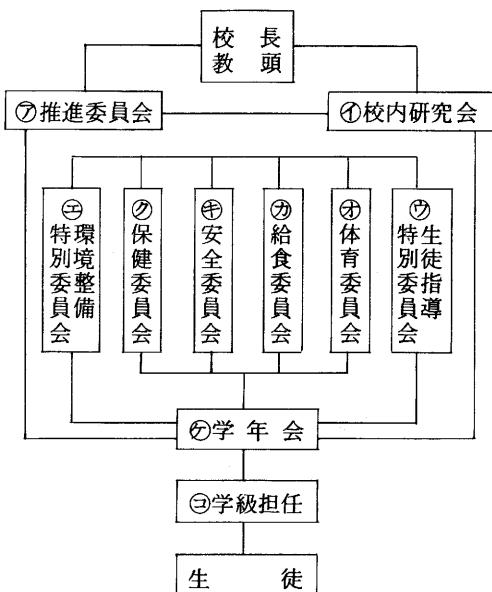
にはどうしたらよいか、その実践方策如何」とし全職員でとりくむことにした。

## 5. 研究対象・人員

本校生徒、350人を対象とした。

## 6. 研究方法

研究組織を次のように設定した。



(各委員会の任務については紙面の都合上省略する。)

## 2. 研究内容

次の四つを設定。

- ① 第3体育の目標を達成するために教育活動全般に亘って再検討を加える。
- ② 研究目的にかかる生徒の育成について、学級担任はどのような役割りを示すべきかを明確にする。
- ③ 自主的に体力づくりにとりくむ生徒育成のための研究の核を全校体育におき、その望ましい在り方をさぐる。
- ④ 研究内容の追究にあたっては、全職員が一丸となり、生徒の変容の姿を綿密に観察し、私たちの意図した通り生徒は変りつつあるか、指導体制、協力体制、指導方法の可否についても研究の視点をあてることを確認。

## 8. 結果の処理および活用

- 2ヶ年に亘り実践しつつ面接・観察・アンケート調査をくり返し、体力づくりについての生徒の意識の変化をとらえてきたが、その結果いえることは、
- ① 学級指導・活動をとおして体力づくりの必要性を説いてきた結果であろうか、自分の体力の長短についての意識が強くなってきた。
  - ② 全校体育への参加態度も昭和48年4月は「仕方なく」或いは「させられるから」と受動的に参加する生徒が圧倒的に多かったが、51年5月の調査では「自分の体力向上のために」と意識して参加している者が78%になってきている。
  - ③ したがって、当初の「気分転換的」な全校体育から「体力の向上や健康の増進」という

生徒の変化にともない全校体育の内容も次第に変化させていった。

- ④ 今後「体力のなさを知ったから」という生徒の意識は実践の中で継続して体力づくりの計画の中に生かしていかねばならない。

## 9. 研究結果の反省

- ① 何よりも教師・生徒が一体となって、活動し、心のふれ合いをとおして身体活動の楽しさや喜びを味わう心がけと雰囲気づくりが教師にとって大切である。
- ② 指導の内容が教師から生徒への一方通行ではなく自主性や活動への意欲は高まらない。生徒たちの話し合いを重視すべきである。
- ③ 全校体育の時間的位置づけが他の教育活動に支障をきたすようでは長続きしない。週計画や日課の全体的視野に立って全校体育をとらえ実践されねばならない。
- ④ スポーツテストの結果を分析・検討し体力を高めるための手立てや運動を自分のものとして受けとめる指導は、体育教師のみでなく全職員の努力が必要である。
- ⑤ こうした研究はとくに全職員の共通理解と協力体制が絶対条件であり、このための校長の指導性はきわめて重大であると言わねばならない。

昭和 51 年度 体力診断テスト成績

長洲中学校

種 目	男 子			女 子		
	1 年	2 年	3 年	1 年	2 年	3 年
反復横とび	36.1	39.1	41.6	33.8	35.6	35.0
すい直とび	42.9	50.9	53.4	38.7	41.1	42.8
握 力	25.1	32.2	39.1	19.9	24.0	24.7
背 筋 力	75.4	98.8	114.6	63.8	68.7	73.9
踏み台昇降運動	70.6	67.3	65.1	67.9	68.3	59.7
伏臥上体そらし	52.4	56.0	56.5	54.9	55.2	61.0
立体位前屈	10.1	13.2	13.9	12.9	14.6	15.9

昭和 51 年度 運動能力テスト成績

種 目	男 子			女 子		
	1 年	2 年	3 年	1 年	2 年	3 年
50 m 走	8.4	7.9	7.4	8.7	8.8	8.6
走り巾とび	332.8	389.7	43.3	310.1	326.2	329.6
ハンドボール投げ	19.6	23.8	27.9	15.1	17.1	18.4
けんすい	4.2	7.3	9.2	31.8	32.0	33.2
持久走	392.4	362.7	361.6	271.8	272.3	275.1

# 体育の生活化

愛知県一宮市立奥中学校

## 1. 研究学校名

愛知県一宮市立奥中学校

## 2. 研究者氏名

校長 伊藤 一, 他全職員

## 3. 研究題目

「現代および将来に生きる生徒のため体育の生活化の指導はいかにあるべきか」  
— 体育的行事の望ましいあり方から —

## 4. 研究目的

学校が受け持つ各種の教育活動の中から主として体育的行事を取りあげ、それぞれの目的やあり方について再検討を加え、総則第3体育の趣旨に沿う新しい行事のあり方をさぐろうとした。

## 5. 研究対象・人員

本校生徒 603名

## 6. 研究方法

学校の体育的行事を日常と定期に分け、それぞれを学年別・行事別に分担して研究実践に当った。

## 7. 研究内容

体育的行事として実践研究を進めてきたもの

の中から「野外活動（キャンピング）」を取りあげてその実践例を報告したい。

### (1) 野外活動を取りあげたねらい

第3体育のねらいを「体育の生活化」とみると、生涯体育の観点から、ぜひ義務教育段階で、野外活動のもつ意義の正しい理解と、そのための基礎的な知識と技術の習得をさせておきたい。

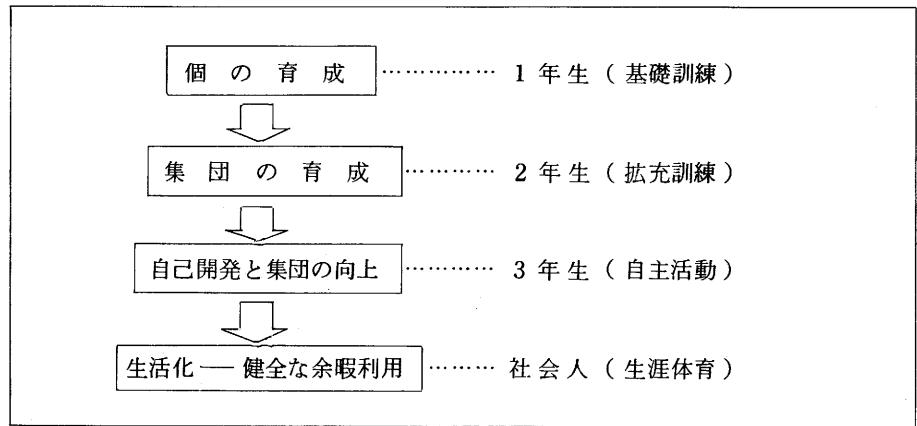
### (2) 本校の「野外活動（キャンピング）」

学校行事として教育活動に組み込むのには、それだけの価値と内容が伴わなければならぬ。きびしい自然の条件の中で、生きていくにはそれなりの人間の知恵が必要である。現代の中学生に欠けているこの面の訓練の一つとして、野外活動のもつ意義はきわめて大きいと考えられる。

したがって、本校ではキャンピングを1,2年は学校行事、3年は自主活動として取りあげ、全学年が系統的に実施している。これを図で示せば、次ページのようになる。

### (3) 各学年のキャンピング

〈1年生〉 例年6月初旬、木曽川畔の緑地帯



で、最も基礎的な内容を1泊2日で行なう。

野外活動のねらいを理解させ、テント・炉・炊事場・便所・OLなど基本的な知識と設営技術の習得が主な内容である。

〈2年生〉 岐阜県ひるがの高原キャンプ場で、野外活動へのさらに進んだ能力の育成をめざして2泊3日で行なう。48年度以降、実施の時期をいろいろ動かしてみたが、本年度は8月中旬となった。

〈3年生〉 1,2年時代の訓練で習得した知識と技術をもとに、生徒が自分たちでグループ(例、家族、クラブ仲間、級友など)を作り、すべてを自主的に行なう。

職員は、事前の相談相手とチェック、現地でのカウンセラーとしての側面からの援助などが主たる仕事で、生徒たちの一本立ちへの訓練である。グループ作りも、現地への到着方法も、スケジュールも生徒たちの自主活動である。ただ規制するのは、職員の現地への配置の関係で、日程と場所の2点である。本年はひるがのキャンプ場で、8月2日から2泊3日の2交替で実施をした。生徒の参加率は83%であった。

#### 8. 結果の処理および活用

どの学年もグループごとに、反省と評価(5段階法)と要望を所定の用紙に記録させてまとめる。野外活動の終了後、全般的な項目について生徒の評価と反省を集約し、学校行事の反省と現職教育の資料とする。

このことは、野外活動だけでなく、他の実践研究に当たった体育的諸行事や諸活動についても同様であり、これらの反省や資料をもとに全校的に調整したうえで、新しい年度の活動計画がたてられるわけである。

#### 9. 研究結果の反省

当然のことではあるが生徒は生きている。研究に名を借りて他の教育活動をゆるがせすることはできない。その点で、中には年に一度の行事もあり、やり直しもきかず、どうしても広く、浅くということになってしまい、理論的な欲求が不十分で、これは研究というより実践例の紹介にすぎない。

したがって、今後はこの実践の中から出てきた多くの問題解決のために、継続的な実践と理論的な裏づけに努力しなければと、決意を新たにするものである。

# 体力を高めるための効率的な 指導過程の研究

—特に実態に応じた体育環境づくりとその活用について—

茨城県立江戸崎西高等学校

## 1. 主題設定の理由

本校は、昭和46年4月第1回の入学生を迎える、開校のはこびとなった全日制課程普通科の新設校である。学級数18(810人)の規模で男子が55%・女子が45%の割合で、校地は広く運動場は27,105m²ある。現在の広さを文部省の基準面積と比較すると、180%の広さになる。生徒の実態は郡内の中学校からの出身者が大半で通学範囲はせまい。父兄の職業は農業が多く(63%)、経済的にもわりに恵まれている。性格は温順でやや目的意識に欠けるきらいがある。

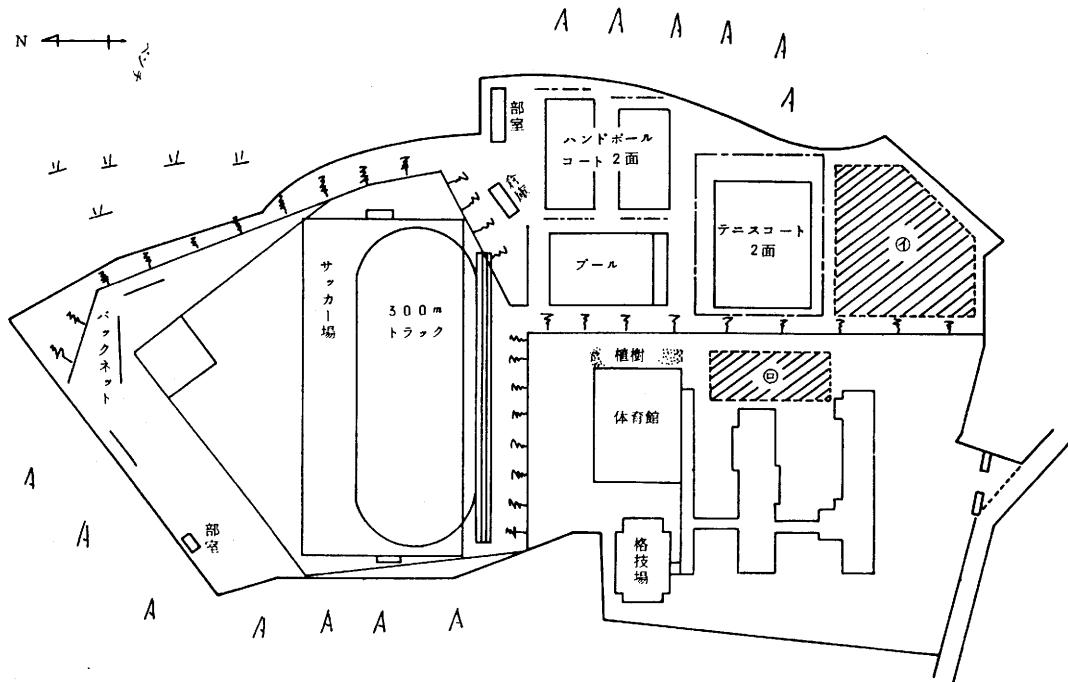
このような状況下にある本校にあっては、「よい学習環境」を樹立するため、われわれ保健体育科においても、理想的体育環境を作るべく、48年県学校体育研究学校の指定と同時に上記の主題を設定し、余暇を利用し、多くの生徒が体育・スポーツに励み、体育を通じて精神的にも肉体的にも健康な人間になってもらいたいとの願いから、「実態に応じた体育環境づくりとその活用について」を設定研究を推進することにしました。

## 2. 研究のねらい

- (1) 生徒が自主的積極的に体育・スポーツ活動に取り組むことのできる体育環境整備。
- (2) 体育の生活化を図る。
- (3) 体育館内の整備と空地の活用を図る。

3. 研究計画を立てすめるにあたって学校全職員の共通理解と協力のもとで、体育科教員を中心となって研究を推進する。特に予算の面で協力をいただく関係上、父兄にも呼びかけこの研究に全面的な協力を依頼し、体育振興後援会を設立、これを基盤として3ヶ年の研究の歩みをはじめたのである。県費で整備されたあの運動場整備は学校でやらねばならないし、授業並にクラブの活動が思うように展開出来るように整備することは欠くことのできない問題であった。但し予算の面で当初の計画通り思うように整備が進まなかったが現在次ページの図のように整備されました。

4. 体育館の余暇の活用が非常に多く、内部を整備し活用させることに留意した。スポーツテストの結果から男子の反復横とび、背筋力、握力が劣っている傾向にある。そこで形式にとらわ



れることなく気軽にできる体力つくりを考え、体育館内を「体力を向上させる」という本質的なねらいを、より具体化したものを作ることにより生徒は意欲的にとり組み、ひとつひとつの具体的な目標を処理していくことによって、成功の喜びを味わったり、自己の体力を確認することが出来、今後どうしたらよいかという自覚も高まっていく。このような考え方から客観的に測定できる種目として(1)クライミングロープの活用、(2)肋木の活用、(3)壁面の活用、(4)ステージの活用を工夫してみた。

5. 本校が昭和48年度から3ヶ年間、学校体育研究指定校を推進するにあたって新設校であるため、予算面、施設・用具の面から十分な研究ができるかどうか不安であったが「よい学習環境」をめざし努力した結果、次のような成果が

あった。

- (1) 体育の施設設備が整備され学習指導の充実が図られた。
- (2) 自由時に積極的に運動に取り組む生徒の数が非常に多くなった。
- (3) 体力、運動能力の結果も48年当初よりわずかであるが総体的に伸びを示している。  
以上のことから3ヶ年にわたる研究の結果が徐々に成果をあげつつあると喜んでいる。しかしあまだ未解決な問題が山積しているが、ようやく基礎作りはできたように思われる。今後の課題としては、より充実した体育指導が進められるよう研究を進めていきたい。

# 高等学校における運動の生活化を はかるにはどのようにしたらよいか

岐阜県立岐阜工業高等学校

## 本校の実情

本校は岐阜市の周縁部に位置し、大正13年本県における第一工業高等学校として開校した50年の歴史と伝統を持つ学校であります。夜間定時制を併設しており、生徒数は全日制1,302人、定時制350人、教職員116人という大規模校で名実共に本県随一の工業高等学校として高く評価されている。従来から体育スポーツが盛んで特に陸上競技・ラグビー・レスリング・ボクシング・バドミントンなどが顕著であったが、ここ数年普通高等への通学希望者の増加のあおりをうけて生徒の質的低下をきたし、体育・スポーツは勿論すべての面で沈滞してきていた。このような折(昭和49年度)県教育委員会から「高等学校における運動の生活化」という主題についての研究依頼があったので、これを機会に本校体育・スポーツを総点検し、その活発化を図るとともに、生徒の士気を大いに鼓舞しようと研究を引き受けた、以来2年間、研究内容が教科体育をはじめ、体育的行事・クラブ(部)活動等に及ぶことがら、全校職員の共通理解に基づく全体体制で進め、今

年の2月県下から130余の関係者のご参集を得て、その成果を発表した。成果を一言でまとめると、教科体育においては、生徒が課題を明確化し、計画を自主的にたて、積極的に学習活動にとりくみ技能も著しく向上してきている。特に部活動についての後援会による運営は、ユニークな研究実践として好評をはくし、本年度に入ってから、県下高校の大部分がこれを基にした部活動の運営に着手している。

一方これらの研究と並行して体育・スポーツの施設設備の整備にも力を入れ著しく拡充された。現在は学校全体体制のもと、整備された体育的環境の中で体育・スポーツ活動が、活発に行なわれるようになり、部活動も立派な成績を収めるようになってきた。なお、研究面では充分できなかった運動好きにするための方策について引き続き研究している。

## はじめに

生徒の学校における体育・スポーツ活動は教科体育をはじめクラブ活動・部活動・体育的学校行事、さらに業間や自由時間における運動な

ど極めて広範囲におよんでいる。これら各種の活動を検討・工夫して活発にするとともに、これらの活動を通して、運動好きで日常生活に体育・スポーツ活動を自ら取り入れる生徒を育てることが研究の主旨であると思う。

### (1) 「運動の生活化」のとらえ方

「運動の生活化」をめざすにあたって、その内を下図(図I)のようにまとめた。

### (2) 研究要旨

はじめにも述べたように学校における生徒の体育・スポーツ活動は極めて広範囲にわたり、したがって研究もまた極めて広範囲におよんだ。そこで、ここでは特に重点をおいた教科体育・体育的学校行事・部活動について以下要点を記すこととする。

#### 〈教科体育〉

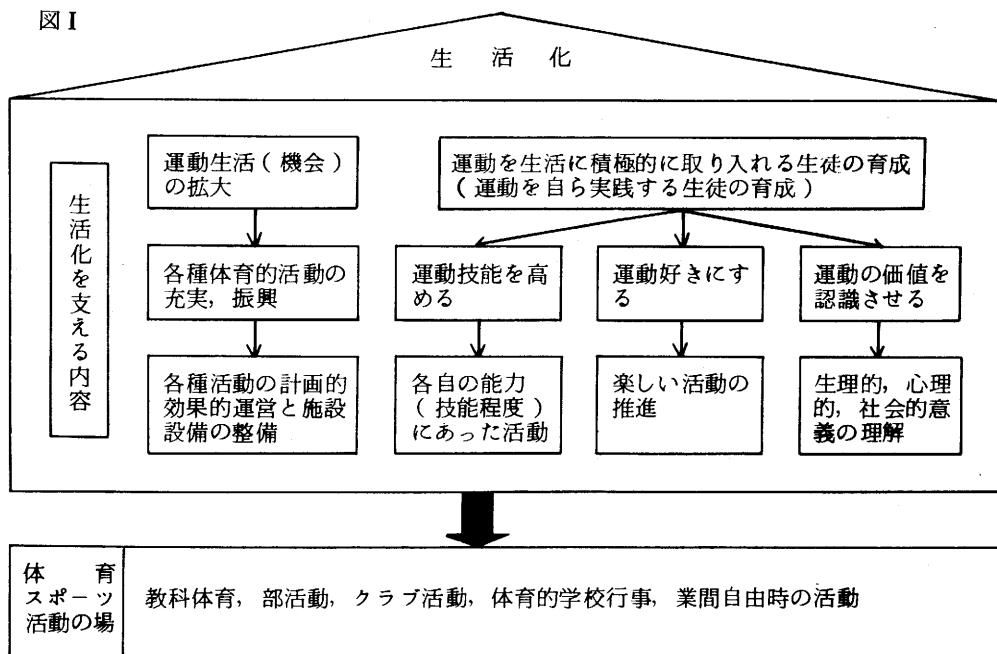
技能の発展過程に基づく技能指導とともに集

団の集団による学習の原理をふまえた指導を基盤にして学習指導を進めることとした。すなわち技能の発展過程に基づく指導は運動技能の全体がつかみやすく個人・集団の技能程度に応じた課題が明確に出来、学習意欲を高めやすい。また集団の集団による学習指導は学習の役割やきまりを明確にし相互の協力によって進められるので楽しい活動が展開でき、個人的・社会的態度を育成するうえではもちろん、技能課題達成の上にも効果的である。

以上のように学習指導を進めてきたが、その結果生徒は従来よりも意欲的に学習に取り組むようになり技能の向上にも効果的であったよう思う。

#### 〈体育的学校行事〉

体育的学校行事は従来その運営が一部の係にまかせきりとなり、職員間の協力や、職員と生



徒との連携も薄れて、結局運動技能の優れた生徒達だけが楽しむ場にせばめられていく傾向にあった。こうしたことから次の三つの重点を定めて実践にとり組んだ。

- ① 学校行事としての位置づけを明確にする。
- ② 企画立案の段階から体育科の行事係が参画して内容や運営組織の改善をはかる。
- ③ 実施にあたっては全校生徒・職員が参加するような体制や方法を考える。

以上のように進めてきたが、校内スポーツ大会に例をとつてみると、緑におおわれた広大な県営グラウンドで全校一斉に行なったことは、生徒・職員とも終日のびのびと楽しく、しかも意欲的に行なうことができ好結果をもたらした。特に年間得点制をとり入れた結果、担任・生徒は2回・3回と大会が進むにつれ熱気をおびてきた。さらに大会前、体育科で施設・用具の貸出しをしたところ業間時や放課後を利用して練習する生徒が増加し、施設・用具が不足するほど盛況になった。

#### 〈部活動〉

改訂学習指導要領でふれられていないことや勤務時間の合理化などから、部活動の指導の問題がクローズアップされている。すなわち部活動は社会教育か学校教育なのかということが論じられ、その存廃が問題となっている。そこで本校では部活動を運動の生活化の立場から重要な活動の場と考え、その取り扱いを検討した。その結果次の3点を基本方針として進めることとした。

- ① 部活動を全職員合意のもとに学校教育活動とする。

- ② 指導体制を整備し、指導の充実をはかる。
- ③ 施設・設備の充実をはかる。

しかし経費の問題(勤務時間外の手当等)、加えて設備・用具の予定などの問題の解決をせまられた。この点の解決のため父兄等の協力のもと部活動を後援する組織を設立し推進することにした。部活動後援会は本校在学中の生徒の保護者及び賛同者で構成され、その経費は勤務時間外の指導手当や対外試合の遠征費、設備・用具の整備等についての援助を行なうものとした。

部活動を学校教育活動に位置づけ、部活動後援会をつくったことは部活動を活発にするための基礎条件の整備という面では非常に成果があったといえよう。今後は基礎条件の整備がはかられたので、活動体制の強化をはかっていきたい。

おわりに

「運動の生活化」をめざす体育経営という観点からの一部校務運営組織の改善により、校内大会などの運営が効果的になり生徒の運動生活に熱心さや活発化がみられるようになった。さらに施設・設備の拡充がなされたり、管理・運用が工夫されたことにより、継続的な校内スポーツ大会や自由時の運動などが活発になった。

また各種体育・スポーツ活動を検討・工夫した結果、これら活動の活発化はもちろんのこと、各種体育・スポーツ活動の意義についての全職員の認識が非常に高まり、例えば運動能力テストなどで生徒の体力や健康状態を把握することや、諸大会で生徒と活発に交流することが、学級経営や、学校教育に大きなプラスになるという認識が広まり、「運動の生活化」をはかる上で大きな力となってきた。

# 滋賀大会における研究発表の概要

編集委員会

風光明媚な琵琶湖や比叡の山々を背景にして小・中・高校別に熱心な研究討議が繰り広げられた。詳しくは、研究紀要をお読みいただくこととして全国の会員の皆様にその研究内容の概要をお伝えしたいと思う。

## 1. 小学校部会

### (1) 第1分科会(総則体育)

「健康の増進と体力の向上をめざして」

①主体的学習態度の確立。②保健体育的行事の推進。③「業間」「課外のくふう」。④保健活動。業間を「全校、学級、個人・グループ」の三様式に分けて実施する点が印象的。

### (2) 第2分科会(体操)

「子ども自らが動き出す体操指導を求めて」

その手だてとして、①動きをくらべる。②よく似た運動を数種類行なう。③異質な動きを投入する。④動きの方法をより具体的な場の設定で示す。という視点から追求している。

### (3) 第3分科会(器械運動)

「子ども自身の身体支配をたしかにする器械運動」

できる、できないのはっきりする器械運動

において、全員ができる喜びを味わわせるための授業のくふうについて発表させた。

### (4) 第4分科会(陸上運動)

「走をつくり走を生かし走をつなぐ動きの高まりをめざして」

次第に嫌いになる陸上運動指導の欠陥をどのように是正するかという点での研究で、低学年における総合化への試みというのが特徴。

### (5) 第5分科会(ボール運動)

「ボール運動において、ひとりひとりが課題をもって取り組む授業の追求」

ポートボール、バスケットボール、ドッジボールの授業を通しての有益な発表であった。

### (6) 第6分科会(ダンス)

「子どもが喜び、生き生きと動くダンスの指導を求めて」

①子どもの表現する姿を見る。②子どもの要求する働きを満たしながら、表現の場を設定するなどの視点から研究を進めている。

### (7) 第7分科会(水泳)

「子どもが喜んでとり組む水泳指導」

水泳学習における「つまずき」の追求、と効果的な指導法一段階的指導一を展開している。

## 2. 中学校部会

### (1) 第8分科会(総則体育)

「総則体育の展開をめぐって」

運動の必要感を持たせ方として、①健康手

帳の活用 ②学級指導の計画と工夫 ③適応

指導をはかるカウンセリングの三つが面白い

### (2) 第9分科会(球技一バスケットボール)

ゲームという“全体”を捉えて指導を進め  
その過程の中で、集団技能、個人技能をそれ  
ぞれに関連づけた“部分”として捉え、それ  
を更に“全体”にもどしていくという指導過  
程を踏まえ、指導を展開することを強調。

### (3) 第10分科会(格技一柔道)

「基礎技能を中心とした格技(柔道)の指導  
について」

技能構造の解明と段階指導、指導計画の工  
夫について紹介された。

### (4) 第11分科会(ダンス)

「動きの多様性に気づかせ豊かな表現性を育  
てるにはどうしたらよいか」

誰にもできる指導法を段階的につくり、段  
階的基本運動の例は参考になる。

### (5) 第12分科会(性教育)

「生徒の体格の向上にみあう性教育の系統的  
な位置づけについて」

①全学級で担任が行なう性教育の授業 ②  
学校にわたる性教育の体系化 ③年間指導体  
系一覧 ④保健における性教育の系統的な位  
置づけなどについて発表が行われた。

### (6) 第13分科会(教育機器)

「教育機器を活用した器械運動の効果的な指  
導法」

C F, V T Rの活用、自己評価、相互評価

などを中心に紹介された。

## 3. 高等学校部会

### (1) 第14分科会(体操、器械)

「興味に富んだ器械運動の工夫」

①教材内容の工夫 ②場の設定の工夫 ③  
学習形態の工夫の三点から追求されている。

### (2) 第15分科会(陸上競技)

「陸上競技の効果的に指導における一考察」

①種目配当 ②技術指導 ③記録の取り扱  
い方 ④評価の5項目について考察されてい  
る。

### (3) 第16分科会(球技一バスケットボール)

「バスケットボールにおける問題点とその指  
導法」

問題点として、①チームプレイができない。  
②シュートがうまくいかない。③ファウルが  
多く、ラフプレイが続出する。などを挙げ、  
それに対応する効果的な指導法を考え発表し  
た。

### (4) 第17分科会(各技一剣道)

「格技における効果的な指導について」

疲労度の測定など運動生理学的側面より格  
技の有用性を立証し、その効果的指導法を考  
察している。

### (5) 第18分科会(ダンス)

「限定された時間内で学校ダンスの効果的指  
導をどのようにしたらよいか」

教育現場における切実な問題提起とされる。  
問題解決の方法としていくつか挙げられ、教育機器の利用なども紹介された。

#### 4. 中・高共通（部活動）

##### (1) 第19分科会（部活動）

「中学校教育における運動部活動の果たす役割と問題点」

必須クラブの設置に伴う課外クラブの方につながる問題で注目を集めた。

運動部活動の現状と問題点の指摘及び現場担当職員の直面する困難点の紹介は極めて高価値のある発表と思われる。

##### (2) 中・高共通第19分科会（部活動）

「本県における部活動の現状について」

指導者、施設・用具、健康管理、経済上、社会体育との関係、傷害・補償などの諸問題を問題点としてあげ、きめの細かい実態調査を紹介している。

以上で各分科会の主題と内容について紹介したが、くわしくご紹介できないのが大変残念である。小学校では、子どもの主体的学習を身につけさせるにはどうしたらよいかに关心が払われ、中学校・高等学校では、効果的な指導という点に追求の眼が向けられているということが、全体を通して得られた印象であった。最後に共通問題として、部活動のあり方は、体育人の誰しもが現在抱えている問題点であるが、それをよくまとめて発表されている。

以上紹介したものは、本大会場において発表されたものばかりであるが、体育優良校として表彰された各校の報告書と共にこれらの貴重な資料を全国の会員の皆様に十分に紹介できないのは甚だ残念であるが、今後その点の一層の改善を指向しながら終りといたします。〈坪井 芳雄 記〉

## 全 国 大 会 の あ ゆ み

第1回	千葉(津田沼)	昭和37.11	第11回	福井	昭和47.10
第2回	兵庫(神戸)	〃 38.11	第12回	山歌山	〃 48.11
第3回	鳥取	〃 39.10	第13回	山形	〃 49.10
第4回	東京	〃 40.11	第14回	東京	〃 51.1
第5回	岐阜	〃 41.11	第15回	滋賀(大津)	〃 51.11
第6回	大阪	〃 42.11	第16回(52年度)	熊本	〃 52.11
第7回	福島(会津)	〃 43.10			
第8回	高知	〃 44.11	第14回・東京大会は、	当初51年11月の予定を国鉄ストライキのために50年1月に変更実施した。なお、全国大会の折に体育優良校として	
第9回	長崎	〃 45.11			
第10回	埼玉(浦和)	〃 46.11			

表彰された学校は、50年度の第14回・東京大会を含めて小・中・高をあわせると1,182校を数えるにいたっている。26年度から50年度ま

での優良校の小・中・高の数は、下表のとおりである。また、第15回・滋賀大会で優良校として表彰された学校を次頁に紹介しておきます。

### 全国保健体育優良校（年度別）

年 度	優 良 校	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校
昭和 26 年度	20 校	13 校	5 校	2 校
27	28	16	8	4
28	20	10	5	5
29	19	12	3	4
30	27	14	8	5
31	34	17	11	6
32	32	18	11	3
33	37	19	14	4
34	36	19	10	7
35	37	20	11	6
36	43	22	15	6
37	48	23	17	8
38	63	33	18	12
39	60	30	18	12
40	58	30	15	13
41	57	27	21	9
42	65	30	24	11
43	66	32	20	14
44	64	30	20	14
45	56	30	18	8
46	58	27	18	13
47	58	27	18	13
48	60	27	23	10
49	65	36	19	10
50	71	37	22	12
26~50年度合計	( 1,182 )	599	372	211

昭和 51 年度 全国保健

府 県 名		学 校 名	府 県 名	
岩 手	1	零石町立南畠小学校	神 奈 川	25
	2	二戸市立上半米小学校	山 梨	26
	3	都南村立見前中学校	石 川	27
山 形	4	山形市立第一小学校		28
	5	山形市立第六中学校	福 井	29
	6	県立山形北高等学校		30
福 島	7	相馬市立桜丘小学校	岐 阜	31
	8	市立吉井田小学校	愛 知	32
	9	市立西根中学校		33
茨 城	10	河内村立生板小学校		34
	11	大野村立大野中学校	滋 賀	35
	12	県立江戸崎西高等学校		36
群 馬	13	富岡市立小野小学校		37
	14	桐生市立昭和中学校	京 都	38
	15	県立伊勢崎東高等学校		39
埼 玉	16	入間郡鶴ヶ島町立鶴ヶ島第一小学校		40
	17	越ヶ谷市立南中学校	大 阪	41
	18	県立越ヶ谷北高等学校		42
東 京	19	港区立本村小学校		43
	20	江東区立東陽小学校		44
	21	大田区立東蒲中学校	兵 庫	45
神 奈 川	22	都立忠生高等学校		46
	23	藤野町立牧郷小学校	奈 良	47
	24	相模原市立旭中学校	鳥 取	48

## 体育優良校一覧

学 校 名	府 県 名		学 校 名
県立追浜高等学校	島 根	4 9	松江市立本庄小学校
県立日川高等学校		5 0	掛合町立多根小学校
加賀市立山代小学校	岡 山	5 1	岡山市立芳田小学校
石川郡河内小中学校		5 2	賀陽町立大和小学校
福井市豊小学校		5 3	倉敷市立北中学校
金津町金津東小学校	山 口	5 4	防府市立新田小学校
県立岐阜工業高等学校		5 5	萩市立萩第一中学校
岡崎市立岩津小学校		5 6	県立柳井高等学校
一宮市立奥中学校	福 岡	5 7	直方市立新入小学校
県立名古屋西高等学校	佐 賀	5 8	有明町立有明南小学校
草津市立老上小学校		5 9	巖木町立巖木小学校
浅井町立浅井中学校		6 0	伊万里市立国見中学校
県立長浜商工高等学校	長 崎	6 1	市立勝山小学校
野田川町立石川小学校		6 2	県立対馬高等学校
福知山市立北陵中学校	熊 本	6 3	松橋町立豊川小学校
福知山市立公誠小学校		6 4	長洲町立長洲中学校
吹田市立藤白台小学校		6 5	県立南関高等学校
太子町立中学校	大 分	6 6	久住町立白丹小学校
大阪市立茨田北中学校	鹿 児 島	6 7	知覧町立霜出小学校
私立清風高等学校		6 8	吉田町立宮小学校
相生市立那波小学校		6 9	市立伊敷中学校
西宮市立西宮東高等学校	沖 繩	7 0	宜野座村立宜野座小学校
香芝町立閑屋小学校		7 1	那霸市立壺屋小学校
境港第二中学校		7 2	城辺町立城辺小学校

## ≪編集後記≫

寄附行為の改正を機に、新たに編集委員会が発足、会報と機関誌の発行を主な仕事の内容とし、すでに、全国の先生方には機関誌11巻1号と会報はお読み頂いたことと思っています。機関誌・会報とも年2回の発行とし、会報は主として、中央からのお知らせ事項や、情報交換のために、機関誌は、2回発行のうち1回は全国大会の研究発表を主内容に、1回は学識経験者の論文と、いわゆる研究紀要とし、少しでも会員の先生方の座右の書となるよう編集致したき所存です。また、この機関誌や会報を通して、全国の先生方の心と心が結ばれるような機関誌・会報を編集し育てていきたい、委員一同常に思っています。

機関誌11巻2号は目次のとおりですが、"ゆとりのある学校教育の中でのゆとりのある体育的時間について" 島根大学の永井先生の貴重な論

文を頂きました。永井先生にはお忙しい折、私達後輩のために貴重な研究を頂き、ありがとうございました。この紙面を借りて御礼申し上げます。

次回12巻1号の発行は、9月頃発行を目安に企画する予定です。このような研究があるとか、こんなものが欲しいとかの御希望・御意見など、どしどしお寄せ頂ければ幸甚です。

52年3月 後藤守生記

(東京都立板橋高等学校)

編集委員は次の方々です。

長)坪井 芳雄(町田一中長)

須貝 光一(中野・上高田小長)

関野伊与次(新宿・淀橋三小長)

後藤 守生(都立板橋高・機関誌担当責任)

関口賢一郎(小平市・小平六中)

船田 茂男(練馬・練馬東中)

### 財団法人 日本学校体育研究連合会 編集委員会

発行者 今村嘉雄

発行所 (財)日本学校体育研究連合会

本部 〒151 東京都渋谷区代々木神園町3番1号

オリンピック記念青少年総合センター内

電話 03-465-3954(代)

分室 〒141 東京都品川区東五反田2-2-16

富久屋・ニッカ共同ビル五階

電話 03-441-1248(代)

印刷所 株式会社 三誠社

取締役社長 茂呂弥兵衛

東京都文京区本郷2-11-5

電話 812-0241・811-2062



